

福岡市職員【文化学芸職】（教育普及）採用選考案内

1 第1次試験日

平成24年6月15日（金）から 平成24年7月4日（水）

2 採用選考申込書等提出期限

平成24年6月14日（木）～ 平成24年6月30日（土）（消印有効）
〔必ず特定記録または簡易書留扱いにより郵送すること〕

3 採用区分・採用予定人員及び職務の概要

区 分	採用予定人員	職 務 の 概 要
文化学芸職 （教育普及）	係長級1人	美術館その他教育機関等において、教育普及業務、特に美術鑑賞指導に従事します。

4 採用予定日

平成24年 9月 1日以降

5 受験資格

(1) 昭和37年4月2日以降に生まれ、次に該当する人

ア 大学（短大を除く。）において、博物館学、美学、美術史等に関する専門知識を修めて卒業した人で、採用予定日までに、10年以上、美術館あるいは歴史系博物館に勤め、教育普及分野、特に美術鑑賞指導の実務経験を有する人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条 抄】

○ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

○ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人